

企業が万全の態勢で対応するために必要なポイント解説

~「マイナンバー制度と企業の実務 完全ガイド」の著者による緊急開催セミナー(受講者には書籍進呈)~

マイナンバー制度の概要と企業が準備するべきこと

マイナンバー(個人番号)が本年10月から日本国内に住所を持つ人全員に通知されますが、我が国の重要な社会基盤となるマイナンバー制度は、導入当初は行政機関等の社会保障・税・災害対策分野で利用される事となっています。今後は番号の民間活用も検討される事となり公平公正で便利な社会の実現の為、民間企業等も協力する事となります。特にマイナンバーはプライバシーへの配慮、情報漏えいに対する対処が必要です。ひとたび情報漏えいが起こると企業の社会的信用の失墜と経済的損失は計り知れません。このため企業は特定個人情報の漏えいに備えるべく規定や関連事務の業務フロー、システム改修を行う必要です。本セミナーではマイナンバー制度の概要と企業の対応について詳説します。

◆開催要領◆



<日 時> 2015年 5月 8日(金) 13:00~17:00

<会 場> 「DAYS赤坂見附」(東京・赤坂見附) 東京メトロ赤坂見附駅 A4 出口からすぐ

講 師 SKJ 総合税理士事務所 所長・税理士 袖山 喜久造 氏

【講師略歴】

昭和61年3月中央大学商学部卒業。平成元年東京国税局に国税専門官として採用。都内税務署勤務の後、国税庁、国税局調査部において長く大規模法人等の法人税調査事務等に従事。平成24年7月退職。同年9月税理士登録し、千代田区神田淡路町で開業。税務コンサルタントのほか、企業の内部統制・文書電子化等に係る電子帳簿保存法関連のコンサルティングを行っている。主な著作「帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存 完全ガイド」(税務研究会) 2013年10月ほか。

<受講特典: 当日、テキスト書籍として、講師の新刊「マイナンバー制度と企業の実務 完全ガイド」(税務研究会 2015 年 4 月)を進呈します。

◆ご参加頂きたい方◆

総務、人事、経理・情報システム・法務・対策プロジェクトのご担当の方々

●受講料 ●1名(税込み、テキスト代 含む)

正会員	32,400円 (本体価格 30,000円)
— 般	35,640円 (本体価格 33,000円)

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。 当会ホームページからもお申込いただけます。後日、

(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *よくあるご質問 (FAQ) は当会ホームページにてご確認いただけます。([公開セミナー] → [よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- *最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。
- ■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当) 鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3550 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31MT ビル 2F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX:03-5215-0951

151425-0305	2015.05.08	マイナンバー制度の概要と企業が準備するべきこと			
会社名					
住所	₹				
TEL			FAX		
ふりがな ご氏名			所属		
E-Mail					
ふりがな ご氏名			所 属役 職		
E-Mail					

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。 ※申込書をご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意願います。 5月8日 (金)

13:00

第1章 マイナンバー制度の概要

- 1. マイナンバー制度とは
- 2. 個人番号の利用範囲
- 3. 個人情報保護法との関係
- 4. 罰則規定
 - ・罰則の態様 ・個人情報保護法との罰則規定の違い ・番号法の罰則の両罰規定
- 5. 情報提供ネットワークについて
- 6. マイポータルについて
 - ・情報提供等記録開示システム(マイポータル)の主要3業務 ・国民の監視機能
- 7. 特定個人情報保護委員会
- 8. 特定個人情報保護評価
- 個人番号利用事務実施者の監査機能

第2章 個人番号と法人番号

- 1. 個人番号とは
 - ・個人番号の付番対象・付番方法・生成方法 ・個人番号カードとは
 - ・個人番号カードの利用場面・セキュリティ ・住基カードとの違い
- 2. 法人番号とは
- 3. 社会保障分野の利用開始時期
 - ・年金一元化問題との関連・手網
 - ・手続きにより違う本人確認方法
- 4. 国税分野の利用範囲
 - ・平成28年分扶養控除等申告書について・配偶者、扶養控除対象者の個人番号収集
 - ・法定調書への番号記載 ・税務署に提出する際の本人確認方法 ・税務行政との関係
 - ・国税庁の課題と今後の税務行政の方針・マイナンバー制度の活用イメージ
 - ・給与支払報告書と源泉徴収票の一元化

第3章 事業者の実務においての対応

- 1. マイナンバー制度導入の準備
 - 対応スケジュール・企業の準備(平成27年・平成28年)
- 2. 個人番号の収集
 - ・個人番号の収集時の留意点・利用目的の告知・本人確認・代理人からの番号収集
 - ・従業員等の扶養家族等からの番号収集 ・出向・転籍などの場合の措置
- 3. 特定個人情報の安全管理
 - ・特定個人情報ファイルの作成・作成の制限 ・特定個人情報ファイルの安全管理措置
 - ・取扱ガイドラインの内容 ・基本方針の策定

- ・取扱規定等の策定
- ・組織的安全管理措置・人的安全管理措置 ・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置
- ・グループ会社の人事情報の管理について ・取扱ガイドラインの中小事業者の措置方法
- ・内部統制の取れる業務フローの作成方法
- 4. 個人番号関係事務の委託・再委託
 - ・個人番号利用事務、関係事務の委託 ・委託先の監督 ・再委託について
- 5. マイナンバー制度の今後の展望

17:00

講 師 SKJ 総合税理士事務所 所長・税理士 袖山 喜久造 氏

途 中 休憩タイム あ り